

給水装置工事設計・施工指針

令和3年4月(改定)

北杜市上下水道局

1. 目的

この基準は、水道法、同施行令、同施行規則、北杜市水道事業給水条例(以下「条例」という。)及び同施行規程(以下「規程」という。)に基づいて、厚生労働省発行の給水装置標準計画・施工方法(以下「標準計画・施工方法」という。)を補足し、北杜市水道給水区域内の給水装置工事の設計及び施工について定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

2. 道路内に縦断的に水道管を布設する場合の給水管と配水管の区分

- ① 給水管:呼び口径20mm以下の水道管の場合、給水管とする。
 - ② 配水管:呼び口径25mm以上の水道管の場合、配水管とする。
- ※ 給水可能戸数、布設延長に関わりなく、水道管呼び口径による区分とする。

3. 給水装置とは

給水装置とは、需用者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう(水道法第3条の9項)。ここで、直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しの出来ない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取外し可能な状態で接続される用具は含まれない。また、水道水を一旦受水槽で受け給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具(ボールタップ等)までが給水装置であり、受水槽以降はこれにあたらぬ(ボイラー等類似するものも同様)。

4. 給水装置工事の種類

- ① 新設工事 新たに給水装置を設備する工事をいう。
- ② 改造工事 量水器2次側既設の給水装置を変更する工事をいう。
- ③ 修繕工事 給水装置の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。
- ④ 移設工事 量水器の敷地内の移設工事をいう。
- ⑤ 撤去工事 給水装置の一部又は全部を取り除く工事をいう。

5. 給水装置工事の申し込み

- ① 北杜市指定給水装置工事業業者は、申込者からの給水装置工事の依頼があった場合、給水装置工事(新設・改造・修繕・移設・撤去)申込書と必要な添付書類を整えて上下水道事業管理者に申し込み、審査を受け、施工の承認を受けなければならない。
- ② 添付書類
 - (1) 給水装置工事(新設・改造・修繕・移設・撤去)申込書
給水装置工事(新設・改造・修繕・移設・撤去)申込書チェックリスト
加入負担金市内料金適用の場合
※現住所が市外の場合は定住確約書及び住民票の除票又は戸籍の附票
 - (2) 位置図(案内図)
 - (3) 公図(法務局で交付された最新の公図、コピーでも可。 ※市から発行する地籍図等は不可。配管図を記入すること。)
 - (4) 土地の登記事項証明書(法務局で交付された最新の証明書(コピー・要約書でも可))
 - 4-1: 土地の売買で、登記がされていない場合は、契約書の写し
 - 4-2: 農地の場合は、農業委員会の許可書の写し
 - 4-3: 開発の場合は、協議結果通知書の写し※ 工事対象となるすべての土地に関し、上記資料を添付すること。
 - (5) 工事計画図面(平面図・立体図)
 - 5-1: 土地利用計画図(配置図)
 - 5-2: 建物等の配管及び給水計画図
土地に対する建物・進入路等の配置、また各建物等の給水装置の配置及び土地利用・工事目的が分かる計画図
 - (6) 使用材料一覧表
 - (7) その他
 - 7-1: 道路又は河川を占用する場合は、所定の占用許可書。(占用許可を受け、給水許可書受取時に提出すること)
 - 7-2: 県道の掘削を伴う工事の場合は、事前に上下水道局と掘削箇所等の打合せ後、上下水道局に道路占用許可申請(協議)書類一式を提出。(県道の占用許可書確認後、給水許可書を交付)
 - 7-3: 事業等で給水装置を使用する場合は、水道水利用計画書を提出。

7-4: その他、審査に必要とする書類。

7-5: 受水槽が設置される場合、タンクの有効容量がわかる書類。

(8) 量水器設置予定場所の現場写真(改造・修繕・移設・撤去の場合は、既存量水器設置状況写真)

※設置場所に目印を付け遠距離・近距離で撮影すること。

③ 提出部数は1部とする。

6. 基本調査

- ① 申込者の要望する使用水量、使用状況、用途、管種等の使用材料、工法、水栓等の種類及び設置位置について聴取すること。
- ② 分岐する現場付近の給配水管、他の地下埋設物の布設状況等について調査すること。
- ③ 道路等を占用するときは、土被り、舗装構成及び施工方法などについて、道路管理者等と事前に協議すること。
- ④ 他事業者の工事と競合するときは、事前に協議すること。
- ⑤ 河川等に占用するときは、河川管理者等と事前に協議すること。
- ⑥ 分岐地点の標高(給配水管の中心高)と給水栓の標高差について調査すること。
- ⑦ 他人の土地を占用して配管するときは、権利承諾関係を明確にしておくこと。
- ⑧ 配水管の位置及び口径が不明確なときは、試掘調査を行うこと。
- ⑨ 土地利用の用途により行政機関等の調整が必要な場合は、事前に協議すること。

7. 設計要領

給水装置の設計とは、給水装置を設置する場所の現場調査から給水方式、口径、管種、管路等の選定、工事計画図面の作成、工事概算額の算出等事務的及び技術的な措置をいう。設計にあたっては、次の事柄について留意して行うこと。

- ① 申込者が、必要とする水量、水圧を不安なく確保できること。
- ② 水質について全く汚染のおそれがないこと。
- ③ 使用材料及び工法等について、申込者と十分に協議すること。
- ④ 管種の選定にあたっては、利点、欠点を十分認知し布設場所、土質等を考慮し、適切な管種を選定すること。
- ⑤ 掘削の計画については、地下埋設物、既存埋設物を調査し、クリアランスを十分に考慮した上、掘削深・掘削幅等決定すること。
- ⑥ 給水装置は、内圧・外圧、衝撃圧等により生ずる圧力に耐える強度及び耐久性を持ち、水密性を有し、かつ、水道水が汚染されないものであること。
- ⑦ 給水管の口径は、使用水量を十分供給しうる大きさに選定すること。また、水量に比し、著しく過大でないこと。
- ⑧ 水槽、プール、流し、その他水入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- ⑨ 当該給水装置以外の給水管その他給配水管に衝撃作用を生じさせる直接連結又は接触はしないこと。
- ⑩ ポンプ・ラインポンプ等の直結はしないこと。
- ⑪ 腐食、凍結、破壊及び電食等のおそれのある部分には、有効な措置を講じること。
- ⑫ 水が停滞するような構造は避けること。但し、やむを得ず水が停滞し水質上問題の生じるおそれのある場合は、適切な箇所に排水設備を設けること。
- ⑬ 停滞空気を生じ、通水を阻害するおそれのある場合は、適切な箇所に排気装置(空気弁)を設けること。
- ⑭ 給水装置は、経済的で使用上便利であるとともに外観が不体裁ではなく維持管理が容易であること。
- ⑮ 移設工事及び改造工事において、量水器が官民境界1m以内でない場合は、特段の理由がある場合を除き、1m以内に移設すること。

8. 図面作成

設計図面の作成方法は、次のとおりとする。

- ① 作図 CAD・手書き等は問わない。
- ② 用紙 A3・A4サイズとする。
- ③ 縮尺 適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。
- ④ 寸法
 - (1) 口径の単位はミリメートル(mm)、延長の単位はメートル(m)とすること。
 - (2) 延長は、小数点以下1位まで書くこと。
 - (3) 簡単なときは、引き出し線を用いず、判明しやすいところに記入し、複雑なときは、引き出し線を用いて細部を明記する。

⑤ 平面図

(1) 給水装置の設置状況がわかるように次の事項を記入すること。

- ア. 公・私道の別(公道の場合は道路名)
- イ. 公有地と私有地の境界線
- ウ. 隣接家屋との境界
- エ. 水道量水器、止水栓の位置、給水装置の位置
- オ. 既設管の位置、管種、口径
- カ. 当該家屋の間取、名称
- キ. 布設位置

(2) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を別に書くこと。

(3) 本管からの給水装置の取出し位置のオフセットを記入すること。

(4) 管種、口径、寸法を平面図に記入すること。

(5) 上が北を標準とし、方位を記入すること。

⑥ 立面図

配管状況を立体的に表示するもので、施工する管種、口径及び寸法等を記入すること。

9. 給水装置の構造及び材料

給水装置は、水道法施行令第5条の給水装置の構造及び材質の基準(以下構造・材質基準)のうち、該当する性能を満たしたものでなければならない。基準適合品の確認は、製品ごとに異なることから、それぞれにあった方法で行うこと。

10. 給水装置の施工

① 給水装置の設計がいかに精密であっても、現場における施工が不良であったり粗雑であれば、通水の阻害や漏水、その他不測の事故発生の原因となり、衛生上の弊害を起こすことにもなるので定められた設計に基づき関係法規を遵守し、正確、丁寧に工事を施行しなければならない。

② 給水装置の設計・施工内容に変更が生じた場合は、必ず事前に上下水道局と協議し、許可を受けること。

10-1. 安全管理

給水装置工事の適正な施工にあたり、公衆災害等の防止のため必要な調査を実施、関係諸法令を遵守、安全性の確保を十分検討した工法を選定する。また、事故を防止するため交通安全対策、現場の整理整頓等に努めなければならない。

10-2. 分岐

① 給水管は、原則として配水管とほぼ直角に布設し、量水器を設置すること。

② 公道内に布設する給水管の口径は、φ20mm以上とする。

③ 穿孔箇所の間隔は、30cm以上離すこと。

④ 異形管及び継手からの給水管の分岐は行わないこと。

⑤ 給水管の口径は、分岐する配水管の口径より小さいものでなければならない。

⑥ 給水管からの分岐は、行わないこと。

⑦ 配水管からの分岐は、サドル分水栓及びバルブ付T字管による。

なお柔軟性のない材質を用いた場合は、サドル分水栓にフレキシブル管等を用いて管路の柔軟性を確保すること。

⑧ 分岐工事に当たっては、当市配水管であることを十分確認すること。

⑨ 本管からの分岐は原則として一宅地一箇所とする。

⑩ 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル分水栓等の給水器具の取り付けは水平にしボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。

⑪ 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。

⑫ 穿孔は内面塗膜面等に悪影響を与えないようにすること。

⑬ 穿孔に当たって、切りくずや片断面は確実に取り除き、通水の阻害にならないよう注意すること。

⑭ 配水管と給水管を同時施工する場合、配水管に通水しない状態での空穿孔を行わないこと。

⑮ 本管からの分岐工事は、原則上下水道局担当者の立会いのもと行うものとするが、担当者の了解が得られた場合には自主管理とすることが出来る。

10-3 . 配管

- ① 給水管の最小土被りは、原則管上90cm以上とする。また、宅地内の埋設深は原則管上60cm以上とし、凍結深度等を考慮したなかで決定するものとする。
- ② 給水管の砂基礎厚は10cm、管頂30cmを標準とする。ただし、量水器以降についてはこの限りではない。
- ③ 地下埋設物との最小クリアランスは、30cm以上とし、将来にわたり管理ができるように、真上に配管したり、交差すること等がないようにすること。
- ④ 給水管は、市配水管以外の水道管及びその他汚染の原因となる恐れのある管と直結してはならない。
- ⑤ 開渠を横断するときは、上下水道局及び管理者と協議し布設すること。なお、橋梁添架の場合も同様とする。
- ⑥ 崖や石垣等と平行して布設するときは、法肩及び法尻には、原則として近接配管をしないこと。
- ⑦ 電柱及び引き込み線に近接配管しないこと。
- ⑧ 給水管内に水が滞留する恐れがあるところには、水抜き装置を設けること。
- ⑨ 下水、便所、汚水タンク等を遠ざけて配管すること。
- ⑩ 水撃作用が発生しやすい器具等の接続を避けるとともに、防止のために有効な措置をすること。
- ⑪ 給水管内に空気が滞留して、通水を阻害する恐れのあるところには、排気装置(空気弁)を設けること。
- ⑫ 配水管の水圧に影響を及ぼすポンプに直接連結されていないこと。
- ⑬ 水槽、プール、流しその他の水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
- ⑭ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等、管の損傷防止のための措置をすること。(電食防護テープ等を巻く等)。
- ⑮ 管の伸縮、その他の変形により当該管に損傷が生じるおそれがある場合は、伸縮継手、可とう継ぎ手、フレキシブル管等を使用する等、損傷防止のための有効な措置をすること。
- ⑯ 管を支持し、又は固定する場合においては、吊り金具又は防震ゴムを用いる等、地震その他の震動及び衝撃緩和のための有効な措置をすること。
- ⑰ 給水立て主管から各階への分岐管等、主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水栓を設けること。
- ⑱ ビニル管は、露出配管をしないこと。

10-4 . 土工

- ① 埋戻しは、特に指定のない限り、国・県道は発生土(路盤材)・置換材等とし、市道及び農道等は良質発生土を使用する。この場合、草根、木片、氷雪、凍土、有機不純物など容積変化を生ずるものを使用してはならない。また、転石、玉石等を構造物(管等)に直接埋戻してはならない。
- ② 埋戻し及び締固めの際、構造物が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないように注意しなければならない。

10-5 . 量水器設置

- ① 量水器の設置位置は上下水道事業管理者が定め、原則として官民境界より1m以内とし、点検・取替・検針を容易に行える場所とする。
- ② 量水器は、凍結、破損の恐れがない場所へ設置すること。
- ③ 宅地の入口付近や駐車場などで車両の乗り入れが考えられる場所への設置は原則避けるものとするが、やむを得ない場合には、鋳鉄製防護蓋を使用する。
- ④ 量水器は、原則直読式とする。
- ⑤ 遠隔式量水器を設置する場合、上下水道局の指示により、表示装置(受信機)を正確で効果的に検針ができ、維持管理が容易な高さに設置すること。
- ⑥ 量水器1次側には上下水道局指定の止水栓を設置し、量水器と止水栓が量水器ボックス内に入るように施工すること。また、量水器の交換が容易に行えるよう、止水栓の伸縮部を伸ばした状態で固定リングを装着すること。

10-6 . 戸別減圧弁設置

- ① 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大静水圧が0.74MPaを超える場合で、給水に支障がある場合は、戸別減圧弁を設置すること。
- ② 最大静水圧の測定は、給水装置工事の申込み前に給水装置工事事業者が行い、上下水道局と事前協議するものとする。
- ③ 戸別減圧弁設置に必要な部材は上下水道局から支給する。
- ④ 戸別減圧弁は、給水装置工事と併せて、申込者において設置するものとし、上下水道局は給水装置工事の検査時に設置状況を確認する。
- ⑤ 既に給水を受けている水道使用者から、給水装置の使用上、支障がある旨の協議がされた場合は、上下水道局が状況を確認し、戸別減圧弁の設置が必要な場合は、上下水道局において戸別減圧弁を設置する。
- ⑥ 戸別減圧弁の設置は、メーターボックス内とし、止水栓とメーターの間で、1次側に設置する。ただし、設置が困難な場合は、事前協議により上下水道局が指示する場所とする。

10-7．施工管理

- ① 施工にあたっては、出来形図を作成すると共に、その管理内容に応じて品質管理図表を作成するものとする。
- ② 工事写真は、施工管理の手段とし、1次側・2次側各工事の着工前、施工段階及び工事完成後目視できない箇所配管・埋設状況、出来形寸法、品質管理状況を撮影し適切な管理のもとに保管し、担当者の請求に対し直ちに提出しなければならない。写真の詳細は以下のとおり。ただし、現地確認において目視で確認できるものについては除く。

- (1) 着工前(1次側・2次側)
- (2) 分水状況(掘削・分水)※分水は、コア引き抜き写真必須
- (3) 量水器設置状況(1次側・2次側配管がわかるように撮影)
- (4) 配管・埋設状況(1次側・2次側宅内配管等)・埋め戻し(床砂・保護砂の厚さ・転圧状況)
- (5) 耐圧試験状況・自然水圧測定状況
- (6) 完成後(1次側・2次側)

- ③ 写真は、遠距離・近距離の2枚を標準とし、同一方向から撮影すること。
- ④ 黒板等を用い、申請者名、指定業者名、撮影年月日と現場状況がわかるよう写真の中に入れること。
- ⑤ 撮影範囲は、原則として同一写真内に管の土被り及び布設場所が判読できるよう撮影すること。
- ⑥ 管の土被りは、箱尺等を使用し、土被りが判読できるよう撮影すること。

10-8．耐圧試験

- ① 給水装置工事が完了したときは、耐圧試験を実施する。なお、全工程を一度に実施できないときは、工事中段階的に耐圧試験を実施すること。
- ② 量水器1次側の給水装置は、0.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じていないことを確認する。
- ③ 量水器2次側の給水装置は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験により、1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が生じていないことを確認する。
- ④ 上記試験の例外給水用具等及びその耐圧試験は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令による。
- ⑤ 耐圧試験の範囲は事前に上下水道局担当職員と協議すること。なお、接続された既設管に悪影響があると予測される場合は省略することができる。
- ⑥ 耐圧試験は、原則上下水道局担当者の立会いのもと行うものとするが、担当者の了解が得られた場合には自主管理とすることが出来る。

11．検査

- ① 給水装置工事の完了後、主任技術者は15日以内に給水装置工事竣工検査依頼書を提出し、15日以内に上下水道局の竣工検査を受けるものとする。
- ② 竣工検査には必ず主任技術者が立ち会うこと。
- ③ 添付書類
 - (1) 給水装置工事完成検査依頼書
給水装置工事完成検査結果報告書(チェックリスト)
 - (2) 竣工図(実施内容の変更の有無に関わらず)
平面図・立面図
 - (3) オフセット図(オフセット3点)
 - (4) 移管書
 - (5) 申請書類で、内容に変更があった書類すべて
 - (6) 工事写真(現地確認により目視で確認のできないもの)
①着工前 ②分水状況 ③量水器設置状況 ④配管・埋設状況
⑤耐圧試験状況・自然水圧測定状況 ⑥完成後
 - (7) 提出部数は1部とする。
- ④ 検査の結果、図面・施工に不備がある場合は、主任技術者は5日以内に図面の再提出・施工のやり直しを行い、再検査を受けなければならない。ただし、軽微な手直しは改善指示により5日以内に処理を行い、上下水道局に報告する。

12．配水管等施設の設置を伴う場合

- ① 北杜市指定給水装置事業者は、配水管等施設の設置を伴う場合には、給水装置工事申込書に下記の必要な添付書類を整えて上下水道事業管理者に申し込み、審査を受け、施工の承認を受けなければならない。
- ② 添付書類
 - (1) 配水管等施設の設置を伴う場合(申請チェックリスト)

- (2) 施工計画(事前に上下水道局と協議を行うこと)
- (3) 工事計画図面(平面図・管割図・掘削断面図)
 - 3-1: 土地利用計画図(配置図)
 - 3-2: 消火栓設置工事標準施工図
 - 3-3: 土地に対する建物・進入路等の配置、また各建物等の給水装置の配置、及び土地利用・工事目的が分かる計画図
- (4) 使用材料一覧表(φ40mm以上の配水管には、明示テープを4ヶ所／本巻くこと)
- (5) その他
 - 5-1: 事業等で給水装置を使用する場合は、水道水利用計画書を提出すること。
 - 5-2: 開発等で仮設を要する給水装置工事を行う場合は、工程表もしくは工事計画書等を添付すること。
 - 5-3: 配水管の増口径に関する申請者の同意書(上下水道局の判断により、配水管の増口径が必要な場合)
- (6) 工事予定場所の現場写真(目印を付け遠距離・近距離で撮影すること。)

13. 基本調査

- ① 工事の概要:計画延長・管種・本管口径を調査する。配水管の位置及び口径が不明確なときは、試掘調査を行うこと。
- ② 給水計画:メーター口径・戸数を調査すること。
- ③ 自然水圧の確認:分岐地点の標高(給配水管の中心高)と給水栓の標高差について調査すること。高圧地域においては、戸別減圧弁を設置することを条件とする。
- ④ 仮設管の必要性:仮設管の必要性を調査し、上下水道局と協議すること。
- ⑤ 断水の有無:断水が必要な場合は、周知対象・周知方法・断水期間等を上下水道局と協議すること。
- ⑥ 河川等に占用するときは、河川管理者等と事前に協議すること。
- ⑦ 他人の土地を占用して配管するときは、権利承諾関係を明確にしておくこと。
- ⑧ 土地利用の用途により行政機関等の調整が必要な場合は、事前に協議すること。

14. 図面作成

設計図面の作成方法は、次のとおりとする。

- ① 作図 CAD・手書き等は問わない。
- ② 用紙 A3・A4サイズとする。
- ③ 縮尺 適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。
- ④ 寸法
 - (1) 口径の単位はミリメートル(mm)、延長の単位はメートル(m)とすること。
 - (2) 延長は、小数点以下1位まで書くこと。
 - (3) 簡単なときは、引き出し線を用いず、判明しやすいところに記入し、複雑なときは、引き出し線を用いて細部を明記する。
- ⑤ 平面図
 - (1) 配水管等の状況がわかるように次の事項を記入すること。
 - ア. 公・私道の別(公道の場合は道路名)
 - イ. 公有地と私有地の境界線
 - ウ. 隣接土地との境界
 - エ. 制水弁・排泥弁・消火栓等の位置
 - オ. 既設管の位置、管種、口径
 - (2) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を別に書くこと。
 - (3) 既設管からの接続位置又は分岐位置のオフセットを記入すること。
 - (4) 管種、口径、寸法を平面図に記入すること。
 - (5) 上が北を標準とし、方位を記入すること。
- ⑥ 管割図
 - 管種・口径・使用材料等を詳細に記入すること。
- ⑦ 掘削断面図
 - (1) 計画されるすべての断面図を記入すること。
 - (2) 埋め戻し構成の厚さを明記すること。
 - (3) 下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物とのクリアランスを明記すること。
 - (4) 道路管理者の指示に従い、道路使用許可等の条件を遵守した内容とすること。
 - (5) 本施工指針「10-3.配管」「10-4.土工」に則した内容とすること。

15. 施工管理

- ① 施工にあたっては、出来形図を作成すると共に、その管理内容に応じて品質管理図表を作成するものとする。
- ② 工事写真は、施工管理の手段とし、各工事の着工前、施工段階及び工事完成後明視できない箇所の配管・埋設状況、出来形寸法、品質管理状況を撮影し適切な管理のもとに保管し、担当者の請求に対し直ちに提出しなければならない。写真の詳細は以下のとおり。ただし、現地確認において目視で確認ができるものは除く。
 - (1) 着工前
 - (2) 分水状況(掘削・分水)※分水は、コア引き抜き写真必須
 - (3) 配管・埋設状況・埋め戻し(床砂・保護砂の厚さ・転圧状況)
 - (4) 制水弁等の設置状況
 - (5) 耐圧試験状況
 - (6) 完成後
- ③ 写真は、遠距離・近距離の2枚を標準とし、同一方向から撮影すること。
- ④ 黒板等を用い、申請者名、指定業者名、撮影年月日と現場状況がわかるよう写真の中に入れること。
- ⑤ 撮影範囲は、原則として同一写真内に管の土被り及び布設場所が判読できるよう撮影すること。
- ⑥ 管の土被りは、箱尺等を使用し、土被りが判読できるよう撮影すること。

16. 耐圧試験

- ① 工事が完了したときは、耐圧試験を実施する。なお、全工程を一度に実施できないときは、工事中段階的に耐圧試験を実施すること。
- ② 耐圧試験は、水圧試験方法と空気圧試験方法のどちらかで実施すること。
- ③ 水圧試験方法は、自記録圧測定器を接続した水圧テストポンプを使用し、0.75MPaに加圧したうえで、1時間圧力を保持し漏水、変形、破損その他の異常が生じていないことを確認すること。
- ④ 空気圧試験方法は、自記録圧測定器を接続したエアークンプレッサー等を使用して0.30MPaに加圧し、加圧時間を30分以上保持し漏水、変形、破損、その他の異常が生じていないことを確認すること。
- ⑤ 耐圧試験の範囲は事前に上下水道局担当者と協議すること。なお、接続された既設管に悪影響があると予測される場合は省略することができる。
- ⑥ 耐圧試験は、原則上下水道局担当者の立会いのもと行うものとするが、担当者の了解が得られた場合には自主管理とすることができる。

17. 検査

- ① 工事の完了後、主任技術者は15日以内に給水装置工事竣工検査依頼書を提出し、15日以内に上下水道局の竣工検査を受けるものとする。
- ② 竣工検査には必ず主任技術者が立ち会うこと。
- ③ 添付書類
 - (1) 配水管等施設の設置を伴う場合(完成チェックリスト)
 - (2) 竣工図(実施内容の変更の有無に関わらず)
平面図・管割図・掘削断面図
 - (3) 分岐オフセット図(オフセット3点)
 - (4) 寄附移管書
 - (5) 申請書類で、内容に変更があった書類すべて
 - (6) 工事写真(現地確認により目視で確認できないもの)
 - ①着工前 ②分水状況 ③配管・埋設状況 ④耐圧試験状況・自然水圧測定状況 ⑤完成後
- ④ 検査の結果、図面・施工に不備がある場合は、主任技術者は5日以内に図面の再提出・施工のやり直しを行い、再検査を受けなければならない。ただし、軽微な手直しは改善指示により5日以内に処理を行い、上下水道局に報告する。

18. 撤去工事

- ① 撤去工事を行う際は、給水装置工事(撤去)申込書と必要な添付書類を整えて上下水道事業管理者に申し込み、審査を受け、施工の承認を受けなければならない。
- ② 量水器を廃止する場合は、給水管の切断並びに量水器及び量水器ボックスの撤去を行い、官民境界でキャップ(管栓帽)止めまたはサドル分水栓止め等適切な方法によること。
- ③ キャップ(管栓帽)止めまたはサドル分水栓止め等の位置には、青杭を打つほか、オフセット、写真管理等にてその後の管理に支障が無いように記録を残すこと。また、量水器を上下水道局に返却すること。

④ 工事申し込みについて

(1) 添付書類

- ア. 給水装置工事(撤去)申込書
給水装置工事(撤去)申込書チェックリスト
- イ. 使用材料一覧表
- ウ. 位置図(案内図)
- エ. 公図(法務局で交付された最新の公図、コピーでも可。※市から発行する地籍図等は不可。配管図を記入すること。)
- オ. 土地の登記事項証明書(法務局で交付された最新の証明書(コピー・要約書でも可))
- カ. 工事計画図面(平面図・横断図)
- キ. 既存量水器設置状況写真 ※遠距離・近距離で撮影すること。
- ク. その他、上下水道事業管理者が必要と認める書類、図面等。

(2) 提出部数は1部とする。

⑤ 検査について

- (1) 撤去工事の完了後、主任技術者は15日以内に給水装置工事竣工検査依頼書を提出し、15日以内に上下水道局の竣工検査を受けるものとする。

(2) 添付書類

- ア. 給水装置工事完成検査結果報告書(チェックリスト)
- イ. 竣工図(実施内容の変更の有無に関わらず)
平面図・横断図
- ウ. オフセット図(オフセット2点)
- エ. 申請書類で、内容に変更があった書類すべて
- オ. 工事写真(①着工前 ②止水状況 ③完成後)
- カ. 既存量水器設置状況写真 ※遠距離・近距離で撮影すること。

⑥ その他については、本設計・施工指針に基づく。

19. 諸法令等の遵守

当該工事に関する諸法令等を遵守し工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の適用運用は施工業者の責任において行わなければならない。

20. 適用すべき諸基準

特に定めのない事項については、厚生労働省、日本水道協会、土木学会、日本道路協会等の基準によるものとする。

21. その他

給水装置工事設計・施工指針において疑義が生じた場合には、担当者と協議し決定するものとする。